

令和 2 年

西川町議会第 1 回臨時会議案書

議 事 日 程

議事日程第1号

令和2年4月20日(月)午前9時30分開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長あいさつ
日程第4 議案の上程
承認第 1号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について
承認第 2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
承認第 3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
議第 25号 財産(雪上運搬車)の購入について
議第 26号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第1号)
日程第5 提案理由の説明
日程第6 議案の審議・採決
承認第 1号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について
承認第 2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
承認第 3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
議第 25号 財産(雪上運搬車)の購入について
議第 26号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第1号)

(閉 会)

承認第1号

西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について別紙のとおり専決処分したことについて承認を求める。

提 案 理 由

西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和2年4月20日提出

西川町長 小 川 一 博

専第2号

西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について専決処分する。

令和2年3月31日

西川町長 小 川 一 博

西川町町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

西川町長 小 川 一 博

西川町条例第10号

西川町町税条例等の一部を改正する条例

(西川町町税条例の一部改正)

第1条 西川町町税条例(昭和37年3月町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第28条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第40条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第44条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第44条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第46条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第76条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第76条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」を「左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」に改める。

第78条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第80条第1項中「第77条第2項」を「第78条第3項」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第2条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4条の6中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第5条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第7条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第12条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第13条第2項から第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日ま

で」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第14条第1項中「又は第36条」を「、第35条の3第1項又は第36条」に改める。

附則第14条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第18条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 西川町町税条例の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第9条の3中「及び第4項」を削る。

第14条第5項中「規定する収益事業」を「規定する収益事業(以下この項及び第17条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」に、「第17条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第40条第10項から第12項まで」を「第40条第9項から第16項まで」に改める。

第17条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第40条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第1

5項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第41条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第42条第4項から第6項までを削る。

第76条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第2条の2第2項中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

(西川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 西川町町税条例等の一部を改正する条例(平成31年3月町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、第14条の2第1項第2号の改正規定を削り、附則第13条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第76条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中第14の2条第1項第2号、第20条及び第28条第1項ただし書の改正規定並びに附則第2条の2、第2条の3第1項、第14条第1項及び第14条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項 及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中第76条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の西川町町税条例(以下「新条例」という。)附則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第14条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)、第20条及び第28条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第14条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 4 新条例第29条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第 29 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第 29 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の西川町町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4 号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)第 3 条の規定(同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。)第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。))が 4 号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の町民税について適用する。

2 4 号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の町民税及び 4 号施行日前に開始した連結事業年度(4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 44 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 44 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 6 項において「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第 6 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第 7 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

(西川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 西川町町税条例等の一部を改正する条例(平成27年3月町条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 西川町町税条例等の一部を改正する条例(平成30年9月町条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第7号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第5条中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第6条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項中「32年新条例」を「2年新条例」に改め、同条第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第7条中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項中「33年新条例」を「3年新条例」に改め、同条第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(西川町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 西川町町税条例の一部を改正する条例(平成30年12月町条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第11条 西川町町税条例の一部を改正する条例(平成31年3月町条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

承認第2号

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したことについて承認を求める。

提案理由

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和2年4月20日提出

西川町長 小 川 一 博

専第3号

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和2年3月31日

西川町長 小 川 一 博

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

西川町長 小 川 一 博

西川町条例第11号

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西川町国民健康保険税条例(昭和38年11月町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第11条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第7項及び第8項中「又は第36条」を「、第35条の3第1項又は第36条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の西川町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したことについて承認を求める。

提 案 理 由

西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和2年4月20日提出

西川町長 小 川 一 博

専第4号

西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和2年3月31日

西川町長 小 川 一 博

西川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

西川町長 小 川 一 博

西川町条例第12号

西川町介護保険条例の一部を改正する条例

西川町介護保険条例(平成12年3月町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条(見出しを含む。)中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第8条を附則第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(令和2年度における保険料の額の特例)

第8条 令和2年度における保険料の減額賦課に係る保険料の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号に掲げる者 18,000円
- (2) 第3条第2号に掲げる者 30,000円
- (3) 第3条第3号に掲げる者 42,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(西川町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 西川町介護保険条例の一部を改正する条例(平成31年3月町条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

議第25号

財産(雪上運搬車)の購入について

町は、次により特殊車両を購入するものとする。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 購入車名・数量 | 雪上運搬車1台 |
| 2 | 購入金額 | 21,670,000円 |
| 3 | 購入先 | 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
寒河江重車輛株式会社
代表取締役 土田 朋由 |
| 4 | 購入方法 | 指名競争入札 |

提案理由

特殊車両を購入するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

令和2年4月20日提出

西川町長 小 川 一 博